

# 小中学校を通じた不登校児の孤立と支援

## －不登校のA君に対する適応指導教室、小学校、 中学校との連携による専門的支援の事例から－

会津大学短期大学部 社会福祉学科  
木村 淳也

### I. はじめに

平成26年度の「子ども・若者白書」によれば、子どもの相対的貧困率は1990年代から上昇傾向にあり、平成21年には15%を超えている。子どもの6人に1人が貧困の状況にあるという計算になる。そのうち、大人が1人の世帯の相対的貧困率はさらに高い水準である50%を超えており、大人が2人いる世帯に比べて非常に高いという結果も示されている。また、子どもが暮らす家庭の貧困は、子どもの就学環境に対してマイナス要因として働くことも指摘されている。保護者の経済力と学力の関係について、就学援助を受けている児童生徒の割合が高い学校の方が、割合の低い学校よりも平均正答率が低い傾向がみられるという指摘がある。(内閣府2014)

本稿では、不登校によってもたらされる児童生徒の孤立について、個対個の支援から個対多数の支援へと連続する中で生まれる支援の広がりやネットワークの形成について考察を試みるが、たとえば不登校児童の事例であったとしても、「不登校」のみが課題である場合は少ない。貧困、虐待、障がい、離婚、DV、いじめなど、「不登校」の多くは児童生徒を取り巻く暮らしの中に何らかの重複した生活課題が横たわっており、「生きづらさ」を感じた結果、児童生徒からのメッセージとして「不登校」という現象として立ち現れると考えられる。不確定要素に満たされ、未来に霞がかかった現代社会に生きる児童生徒の孤立とその支援について一例から考えたい。

### II. 児童・生徒にとって学校とは

児童生徒が通う「学校」、いわゆる義務教育が行われる小学校や中学校は何のためにあるのか。学校教育法第二十一条によれば以下のような狙いがある。

- ①学校内外における社会的活動を促進し、自主、自律及び協同の精神、規範意識、公正な判断力並びに公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- ②学校内外における自然体験活動を促進し、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- ③我が国と郷土の現状と歴史について、正しい理解に導き、伝統と文化を尊重し、それ

- らをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度を養うとともに、進んで外国の文化の理解を通じて、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。
- ④家族と家庭の役割、生活に必要な衣、食、住、情報、産業その他の事項について基礎的な理解と技能を養うこと。
  - ⑤読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと。
  - ⑥生活に必要な数量的な関係を正しく理解し、処理する基礎的な能力を養うこと。
  - ⑦生活にかかわる自然現象について、観察及び実験を通じて、科学的に理解し、処理する基礎的な能力を養うこと。
  - ⑧健康、安全で幸福な生活のために必要な習慣を養うとともに、運動を通じて体力を養い、心身の調和的発達を図ること。
  - ⑨生活を明るく豊かにする音楽、美術、文芸その他の芸術について基礎的な理解と技能を養うこと。
  - ⑩職業についての基礎的な知識と技能、勤労を重んずる態度及び個性に応じて将来の進路を選択する能力を養うこと。

以上を目的として、児童生徒に教育を提供する場が「学校」である。

さらに教育基本法第四条においては、教育はすべての国民に等しく機会が与えられることが示されている。しかし、現実を目を向ければ、「学校」が全ての児童生徒にとって「世界の平和と人類の福祉の向上に貢献する」(教育基本法前文より抜粋) 場所だということわけでもない。場合によっては、関係者の努力むなしく一部の児童生徒にとって非常に居心地の悪い場所になっているという状況もある。

たとえば、小学校、中学校、高等学校の児童生徒を対象とした「平成 25 年児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」をみると、児童生徒の問題行動として、暴力行為、いじめ、出席停止、不登校、高等学校の中途退学、自殺が挙げられている。さらに、それぞれの項目において認知されている数として、暴力行為 59,345 件、いじめ 185,860 件、小・中学校における不登校 119,617 人、高等学校における不登校 55,657 人、高等学校における中途退学 59,742 人、自殺 240 人となっている。その一部を前年と比較してみても、児童生徒数は全体的にみれば減少しているにもかかわらず、暴力行為、不登校、自殺などは前年(平成 24 年度)より増加している現状がある。

表 1 児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する確認数の比較

	平成 25 年度	平成 24 年度
小・中・高校における暴力行為件数 (高校通信教育課程を除く)	59,168	55,836
小・中・高・特別支援学校におけるいじめの認知 件数(高校通信教育課程を除く)	185,767	198,109
小・中学校における不登校児童生徒数	119,617	112,689
高等学校における不登校生徒数	55,657	57,664

高等学校における中途退学者数 (高校通信教育課程を除く)	50,124	51,781
小・中・高等学校から報告のあった自殺した児童 生徒数 (高校通信教育課程を除く)	213	195

出典：文部科学省（2014）「平成 25 年児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より筆者編集

これらの問題行動は、児童生徒が学校に居心地の悪さ、「生きにくさ」を感じていることの一つの表れといってもいいだろう。

表 2 は不登校児童生徒在籍学校が学校総数に対する割合であるが、小学校においては約 5 割、中学校・高等学校においては約 8 割の学校において不登校の児童生徒が座席していることになる。

表 2 平成 25 年度不登校児童生徒在籍学校数

	学校総数	不登校の児童生徒在 籍学校数	全学校に占める割 合 (%)
小学校	21,131	9,168	46.3
中学校	10,678	8,909	83.4
高等学校	5,526	4,496	81.4

出典：文部科学省（2014）「平成 25 年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より筆者編集

もちろん、学校において起きているこれらの事柄の全ての原因が学校にあるわけではない。その背景には、地域や家庭、交友関係など学校以外の要因も多分に含まれる。

しかし、どのような要因がきっかけであれ、学校や家庭に居場所をなくした児童生徒は、どこに居場所を見出せばよいのか。そして、誰を頼りに生きていけばよいのだろうか。

### Ⅲ. 児童・生徒を支援する仕組み

#### 1. 学校における支援体制

児童生徒の暮らしは、多くの大人が形成する社会環境からの影響を強く受けてしまう。それは、大人の意に反してと言う場合も少なくない。先にも述べたが、周りの人たちの意に反する形であっても、わざわざ悪影響を及ぼそうとしていたとしても、大人の影響により学校内や家庭内に頼れる人がいなくなってしまう児童生徒がいることも事実である。

「社会的排除にいたるプロセス—若年ケース・スタディから見る排除の過程—」（2012）によれば、子ども期に発生したとされる孤立をもたらす潜在的なリスクとして、

- ①本人の障害（発達障害、知的障害等）
- ②出身家庭の環境（出身家庭の貧困、ひとり親や親のいない世帯、児童虐待・家庭内暴力、親の精神疾患・知的障害、親の自殺、親からの分離、早すぎる離家

③教育関係（いじめ、不登校・ひきこもり、学校中退、低学歴、学齢期の疾患）を挙げている（内閣府 2012, vi）。潜在的に孤立をもたらすとされるこれらのリスクは児童生徒に対する調査から得られたものではなく、社会的に排除された状態にあると考えられる青年（18歳から39歳）を対象にしたものである。そのため、直ちにこれらのリスクが児童生徒に孤立をもたらしていると解釈することはできないが、子ども期に経験したこれらのリスクによって、近い将来、社会的に孤立してしまう可能性が高まること考えられる。さらに、児童生徒を取り囲む暮らしの現状を見ても、これらのリスクが学校社会における排除や孤立を生み出し、助長する可能性は否めない。

以上のような「生きづらさ」を抱える児童生徒を支える仕組みは、学校においても整えられている。たとえば、学校には教師が担当となり児童生徒に対する「教育相談」が行われている。「教育相談は、一人一人の生徒の教育上の問題について、本人又はその親などに、その望ましい在り方を助言することである。その方法としては、1対1の相談活動に限定することなく、すべての教師が生徒に接するあらゆる機会をとらえ、あらゆる教育活動の実践の中に生かし、教育相談的な配慮をすることが大切である。」（中学校学習指導要領解説（特別活動編）p97）。しかし、教育相談はあくまで教師が教育活動の一環として行なうため、特に不登校など学外の問題行動に十分に対応するには過度な負担がかかる。また、心理学的支援の専門家として、1995年からスクールカウンセラーも導入されているが、主に相談室におけるカウンセリングが活動の中心である。地域によっては学外へのアウトリーチをしないこともあり、学外での児童生徒への対応は十分とは言い難い。つまり、教師が行う教育相談も、カウンセラーが行うカウンセリングも、それぞれの良さ、効果を十分に活かしてきていない現状にあるとも言えるだろう。

そこで本稿では、その一つとして2008年度から導入されたスクールソーシャルワーカーについて取り上げる。スクールソーシャルワーカーとは、「学校」を拠点にソーシャルワークを実践する者のことを言う。1980年代から地域的に細々と実施されてきた実践であるが、2000年以降その活動の範囲を全国的に広めてきた。そして、2008年には、文部科学省がスクールソーシャルワーカー活用事業を開始した。ソーシャルワークの実践に際しては、子どもの権利条約に示される次の4つの柱を保障するために、「子どもの最善の利益」を考慮した活動をしている。

- ①生きる権利（防げる病気などで命をうばわれないこと。病気やけがをしたら治療を受けられることなど。）
- ②育つ権利（教育を受け、休んだり遊んだりできること。考えや信じることの自由が守られ、健やかに成長する権利。）
- ③守られる権利（虐待や搾取などから守られること。障害のある子どもや少数民族の子どもなどは特に守られる。）
- ④参加する権利（自由に意見を言ったり、集まってグループを作ったり、自由な活動をすることができる権利。）

なお、スクールソーシャルワーカーの役割を簡潔に述べると次の表3のようである。

表3 スクールソーシャルワーカーの役割

1	問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ
2	関係機関とのネットワークの構築、連携・調整
3	学校内におけるチーム体制の構築、支援
4	保護者、教員等に対する支援・相談・情報提供
5	教職員等への研修活動 等

出典：文部科学省（2013）「スクールソーシャルワーカー実践活動事例集」より筆者編集

#### IV. 児童・生徒の孤立と支援の事例

##### 1. 適応指導教室で出会ったA君

小学5年生から不登校気味になったA君。

スクールソーシャルワーカーに支援依頼が来るまでの間、小学校の関係者がA君を心配し、母親やA君本人に何度となく働きかけをしたが、A君がそれに応えることはなかった。学校関係者による取り組みは継続したものの、A君は長い間、学校に登校することはなく不登校のままであった。

小学6年生の時に、スクールソーシャルワーカーと出会うことで少しずつ暮らしに変化が起こっていく。

##### 2. A君の暮らし

A君は、母とふたりで暮らしていた。日ごろ、特に何をするでもなく、一日中家にいた。両親は離婚しており、母子家庭である。住まいは、持ち家であったが、戸や窓の類は無いひどく朽ちた平屋であった。季節を問わず風が吹けば家屋内を吹き抜けるような惨憺たる有様であった。戸も窓もないので、スクールソーシャルワーカーが家庭訪問をすれば、家屋内に上がらずとも外から母とA君の様子が見えるような状況であった。スクールソーシャルワーカーがこれまでに見てきた住宅の中で、もっとも厳しい住環境である。夏場はともかく、冬場は特に厳しいだろうことは容易に想像できた。

A君にとって唯一の同居家族である母には不定愁訴があり、体調がいつもすぐれず、仕事をしてはいなかった。生活のこともあり、働きに出るものの長続きはしなかった。なんとか働いている時でさえも、パートでの収入は月数万円にしかない。A君宅の収入について詳しく確認したことはないが、毎月の収入は非常に不安定でひと月10万円以下の生活をしていることは容易に想像できた。持ち家であったため、かろうじて生活できている。暮らしぶりは貧しく、厳しい。

地域の中では、特に近所づきあいがある訳でもない。誰が来るでもなく、ひっそりと親子二人で暮らしていた。離婚して家を出たA君の父は、少し離れた隣町に暮らしていたが、ほとんど交流はなかった。唯一出入りのある人としては、母方の祖母がいた。祖母は少し離れた隣町に暮らしていた。祖母と母は多少の交流があり、金銭的援助はないものの、時々、野菜や米などの現物による援助があった。

### 3. A君と母

A君が学校に来なくなってから、小学校の関係者は足しげく家庭訪問を続けていたが、A君の暮らしぶりは一向に変わらなかった。学校に登校する気配が全く見えない。母と相変わらず家にいた。不登校は続けていた。

A君宅の経済的状況も一向に改善される様子はない。小学校の関係者もA君宅の暮らしには関心を寄せ心配していた。あまりの暮らしぶりを見かねた小学校の関係者から生活保護の受給について相談があり、スクールソーシャルワーカーがかかわりを持つようになった。

A君は小学6年生になっていた。

はじめに生活環境を変えることを狙いにスクールソーシャルワーカーが自宅を訪ね、生活保護の受給について母親と話を進めた。暮らしぶりからどう考えても受給要件は満たしており、申請の意志があれば、生活保護の受給は可能であると考えられた。しかし、A君の母は生活保護の受給を全く望んでいなかった。むしろ、嫌がった。

生活保護の申請については、教育関係者がほぼ説得に近い説明と理解の獲得を試みた。が、それらはことごとく失敗に終わった。スクールソーシャルワーカーが訪問し話をした。生活保護のケースワーカーも訪問し話をした。しかし、A君の母は、実家の母（祖母）から何を言われるかわからないと言い、周りの目を気にして最終的に生活保護の受給は見送ることになった。

### 4. 中学進学

不登校のまま時は過ぎ、A君も中学校に進む歳になった。中学進学に際し、母親はA君の制服を用意しなければならず困っていた。経済的に厳しい家庭であったこともあり、制服の新調はとても厳しいことだった。

新品は無理でも、お下がりなら用意できる。スクールソーシャルワーカーが中心になり、お下がりを見つけることにした。どうにかお下がりの当てが見つかったが、A君の母は新品の制服にこだわりがあり、お下がりやを快く思っていなかった。息子の中学校進学に際し、制服くらいは新調したいという母心であろう。結局、お下がりは見つかったものの、それは無駄に終わった。代金をどのように工面したのかはわからないが、A君の母は、新品の制服をA君のために用意した。

新品の制服を着たA君であったが、母の思いを知ってか知らずにか、中学校は入学式に出たきりになった。結局、新学期が始まると、また登校しなくなってしまった。

### 5. A君とスクールソーシャルワーカー

小学校6年生のA君と出会ってから1年以上の時間が過ぎていた。定期的な訪問と声掛けを続けていたものの、事態の進展はあまりみられない。ほとんど困り果てたスクールソーシャルワーカーであったが、あきらめず続けてアウトリーチによる家庭訪問を行った。それでも、A君はなかなか外に出てこなかった。不登校のまま時は過ぎ、A君は中学2年生になっていた。

ある日、A君宅へ訪問したスクールソーシャルワーカーが、A君が魚が好きだという情報

を聴きつけてきた。スクールソーシャルワーカーは、適応指導教室の関係者、中学校の関係者など A 君を取り巻く関係機関と連携をとり、A 君の関心がある事柄をつなぐのきっかけにして、適応指導教室に来てもらおうという計画を立てた。とても長い時間のかかる計画であったが、A 君の生活のリズム、思いを尊重しながら焦らずに関わることが、関係者の中で合意形成された結果として作られた計画である。幸いにして大変のどかな田園地帯であったこともあり、適応指導教室のすぐ近くに釣りに適当な川が流れていた。スクールソーシャルワーカーは、A 君を魚釣りに誘うことにした。

適応指導教室まで足を運べば、魚釣りに行ける。A 君にはとても魅力的な誘いであったようだった。スクールソーシャルワーカーの誘いを受けても 3 回に 1 回は来ない時もあったが、適応指導教室まで来る機会が少しずつ増えていった。

それからは、魚釣りを手掛かりに A 君とのかかわりを継続した。振り返れば、ほとんど魚釣りしかしなかったが、1 年ほどの間、河原で A 君と過ごした。

適応指導教室は、古い農家を改築した一軒家だった。教室には囲炉裏もあり、土間もある。敷地隣には、田んぼに水を回す用水路があった。スクールソーシャルワーカーは、いつも適応指導教室から少し離れた場所へ釣りに行く A 君に声をかけた。

「となりの用水路にも魚がいるかも。」

「今日は、用水路で魚釣りしてみない？教室の隣だったら、近くて楽だし、温かい給食もあるよ。」

A 君は、新しい釣り場に関心を持ったのか、給食に関心を持ったのか、その両方なのかはわからないが、適応指導教室に足を運ぶようになった。スクールソーシャルワーカーが A 君とであってから、足掛け 4 年。小学 5 年生だった A 君は、中学 3 年になっていた。

## 6. A 君の母親の変化

A 君の母にも変化が起こっていった。

近くにできた大型商業施設へパートに出かけるようになった。自転車で通えるパート先では、お惣菜を作る仕事をしていた。仕事を始めてから、母の身支度にも変化が見られた。笑顔が増え、生き生きしていった。服装も明るい装いに色味が徐々に変わり、以前とは雰囲気まるまると変わった。

その後、スクールソーシャルワーカーは A 君の担当を外れたが、話によれば中学校を卒業した A 君は、高校進学も果たした。そして、現在は社会人として日々を送っているとのことである。スクールソーシャルワーカーが中心となり、適応指導教室、小学校、中学校との連携による支援の事例である。

## V. 児童・生徒の孤立をどう支えるか

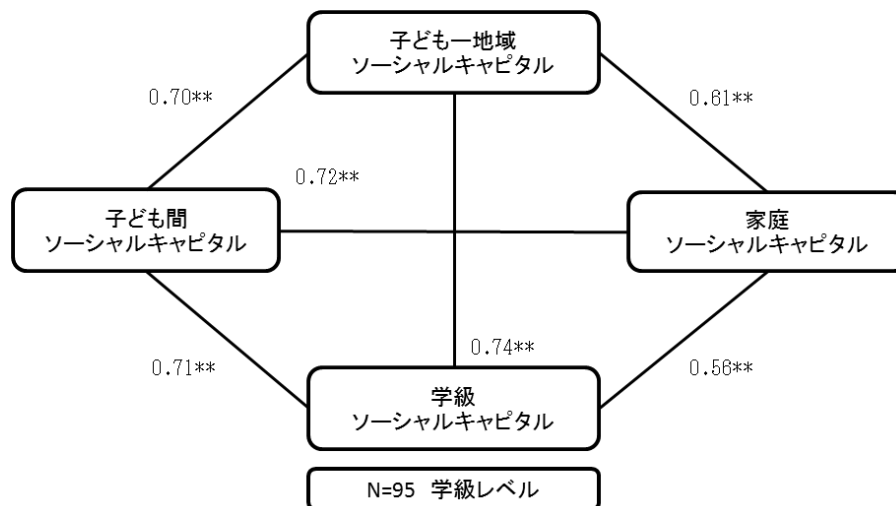
### 1. 児童生徒の孤立とソーシャルキャピタルの重要性

児童生徒を取り巻くソーシャルキャピタル間の相関性については、露口の報告が興味深い。仙台市内の小学校 95 学級、3 年生から 6 年生の児童 3219 名を対象に実施された調査の一部であるが、図 1 のように各次元間の関係について、すべての組み合わせにおいて有意な相関関係があることを示している。(稲葉陽二ほか 2014) 図 1 は、家庭における親子

のつながりが良好な児童生徒が多い学級は、学級内においても児童生徒同士が友達関係を作りやすく、学級で児童生徒の人間関係をうまく作ることによって、学級以外での児童生徒同士の関係や児童生徒と地域との関係、家庭における親子の関係も良好になる可能性について示唆している。

図1は、あくまで相関関係について示された結果であり因果関係までは明らかにされたものではないが、ソーシャルキャピタルが児童生徒の生活環境にいかに関与を与えるものであるか理解するには参考になるだろう。そして、露口も指摘しているように、図1における相関性の解釈を消極的にするならば、家庭におけるつながりが十分に醸成されていない児童生徒は、学校や学級内においてつながりを醸成することに困難を生じる可能性についても考慮しなければなるまい。

図1 子どもを取り巻くソーシャルキャピタル間の相関性



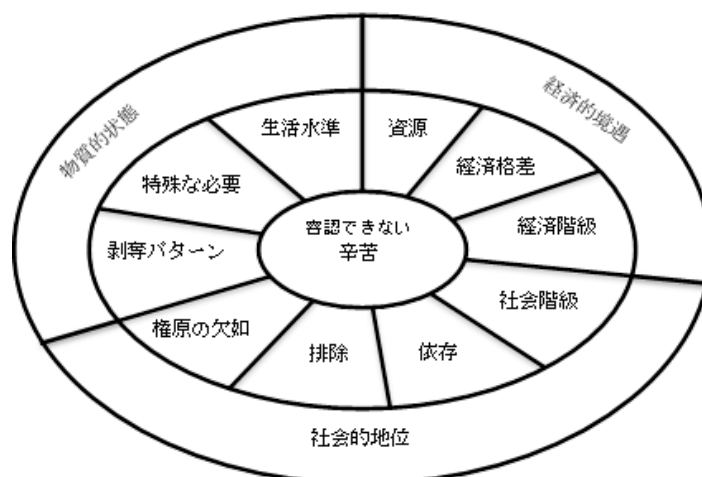
出典：稲葉陽二ほか（2014）『ソーシャルキャピタル「きずな」の科学とは何か』ミネルヴァ書房、P105.

たとえば学校や家庭において児童生徒のソーシャルキャピタルが何らかの理由で剥奪されていた場合、学校や家庭におけるネガティブな経験の影響により、児童生徒はソーシャルサポートネットワークから排除され、孤立することが考えられる。

排除と剥奪がもたらす孤立と貧困については、スピッカーの業績に詳しいが、貧困には11の意味の群れがあり、それらを家族的類似性に基づきまとめたものが図2である。



図2 さまざまな貧困概念どうしの家族的類似性



出典：スピッカー（2008）『貧困の概念—理解と応答のために』生活書院、P25.

貧困は、物質的必要、経済的境遇、社会関係に関するものに分類され、排除は社会参加の機会を剥奪された状態を指している。ソーシャルキャピタルの相関性を考えるならば、一つのソーシャルキャピタルが不安定あるいは剥奪されることによって、排除と剥奪の連鎖が児童生徒の他のソーシャルキャピタルにも波及し、児童生徒は孤立してしまうともいえる。ソーシャルワークは、このような剥奪と排除によってもたらされる孤立に対し、児童生徒の基本的安全の確保のためソーシャルキャピタルの再構築を意図した支援を行う必要がある。

## 2. 「不登校による孤立の事例」からみるソーシャルサポートネットワークの形成とソーシャルキャピタル

スクールソーシャルワーカーが支援を始める前のA君を取り巻くソーシャルサポートネットワーク（図3）を見ると、A君がいかに小さく閉じた関係性の中で生活しているのかが分かる。学校や父親とは関係が切れかかり弱く、唯一のつながりと考えられる祖母も、母親とつながっているだけで、A君とは結びつきが無い。長引く不登校によりソーシャルサポートネットワークが切断され縮小し、ソーシャルキャピタルが乏しい状態であり孤立している。同居家族である母であっても、それほどコミュニケーションがあるわけではない。むしろ、関係は希薄である。中学生の男子であれば、発達過程において母親との関係が希薄あるいは対立することも不思議ではない。さらに、健康上の課題を抱える母であっても、A君が頼れる大人としては、十分とは言えなかったかもしれない。交友関係がないため頼れる友人も無く、ましてや近くに頼れる大人もいないA君は、不登校という行動によって、自らの状況を表現していたと考えることもできる。

しかし、スクールソーシャルワーカーをはじめとする関係者は、A君の不登校や引き籠った生活をA君の弱さとは捉えていない。むしろ、A君の良さを引き出すためのかわりに多くの時間を費やす支援を展開している。小学6年生から中学3年生までの約4年間のかかわりの中で、スクールソーシャルワーカーが中心に行ってきたことは、A君のストレングスを見出し、エンパワーすることに尽きる。無理に外へ連れ出すのではなく、タイミ

ングを見計らい A 君の関心ある事柄をきっかけにして、スクールソーシャルワーカーとのつながりを築き、信頼関係の醸成に費やしている。

スクールソーシャルワーカーは、A 君との間に紡がれた細い糸を長い時間をかけて育みながら太く強くし、徐々に適応指導教室の通学へと広げていった。その間、A 君の動きとは別に、A 君をとりまくソーシャルサポートネットワークの形成にも取り組んでいる。最終的に A 君は再スタートを切るためのソーシャルサポートネットワークを得ることができたと言えよう。(図 4)

小学校や中学校、適応指導教室の関係者との支援会議を繰り返し、中学卒業までの中長期的支援をしていく体制について関係者間で合意形成できた背景には、スクールソーシャルワーカーによる支援戦略があったともいえよう。関係機関との連携を強化し、A 君を見守りながら支える体制を作り上げたことが、結果として A 君を支えるソーシャルキャピタルの再構築に寄与することとなった。

図 3 支援前の A 君

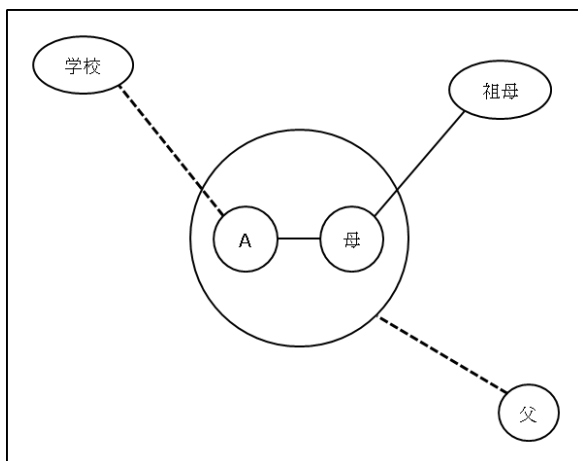
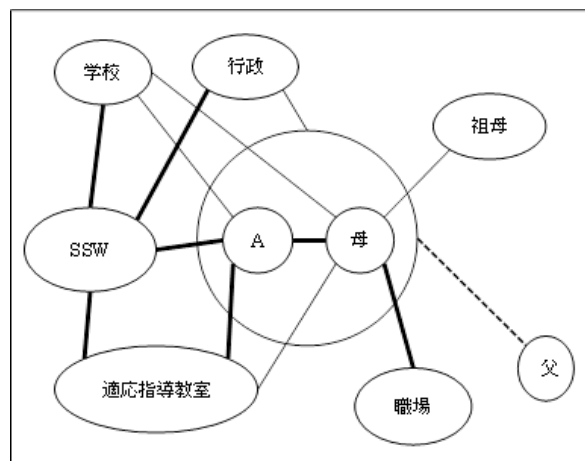


図 4 支援後の A 君



出典：筆者作成

### 3. 児童生徒の支援における課題

学校における児童生徒の孤立を防ぐ手立ての一つとして、スクールソーシャルワーカーが配置された意義は大きい。

しかし、現状ではスクールソーシャルワーカーが全校配置になっていないこと、都道府県によりスクールソーシャルワーカーの導入状況に大きな開きがあること、雇用形態により十分な活動ができないことなど課題もある。さらに、福祉的支援とはつながりの弱かった学校という組織において、スクールソーシャルワーカーの存在そのものを理解してもらうことが大きな課題となっている。

スクールソーシャルワーカーの活動によって児童生徒の孤立状態が改善に向かい、笑顔を取り戻す過程を経験した教師あるいは学校は、ソーシャルワークのもつ支援の力を信じ、受け入れてくれる傾向にある。学校における理解を促しながら、粘り強く継続した活動が必要である。

## VI. おわりに

学校にも家庭にも頼りにする相手のいない児童生徒は、毎日をどのような気持ちで過ごしているのでしょうか。児童生徒の生活する世界は、おもに学校と家庭に集約しているとも言えよう。この小さな世界において、児童生徒が「生きにくさ」を感じながら日々を送っているとすれば、そのほとんどは「大人」に起因しているといってもいいだろう。学校において児童生徒が自分たちの置かれた状況を精確に、学校の大人たちに語り、改善を訴えることは難しい。そして児童生徒の思いの多くは、暴力、不登校、いじめなど別のかたちで表出される。ソーシャルキャピタルを拡張し維持する力を持つ大人とは違い、自らの力でそれを拓くことの厳しい児童生徒のソーシャルキャピタルを充実させることこそ、大人の役割の一つである。

スクールソーシャルワーカーが教育の場にいることによるメリットは、児童生徒の声をいち早く受け止めることのできる位置に相談援助の専門職がいるということである。児童生徒から発せられたメッセージをたとえ学校側が受け止めていたとしても、その原因となるできごとは学校の外で起きていることも多く（家庭や交友関係など）、学校内では知ることも、対応することにも限界がある。スクールソーシャルワーカーが学校における児童生徒の福祉の向上のために配置されてからまだ日は浅く、学校関係者によるスクールソーシャルワークに対する理解もまだまだ十分とは言えない。スクールソーシャルワークが教育の場に根付くことによって、児童生徒に対する福祉的支援の実践が充実し、児童生徒の孤立が減少に向かうことを期待したい。

なお、本稿における事例は、土屋佳子氏（福島県スクールソーシャルワーカースーパーバイザー・武蔵大学非常勤講師）の協力によるものである。土屋氏に対するインタビューを基に筆者が加筆修正し、事例中の個人が特定されることが無いよう配慮した。

事例の作成に協力くださった土屋氏にこの場を借りて感謝申し上げます。

## 文献

- 「学校教育法」<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S22/S22H0026.html>
- 稲葉陽二・藤原佳典編著（2013）「ソーシャルキャピタルで解く社会的孤立」ミネルヴァ書房.
- 稲葉陽二ほか著（2014）「ソーシャルキャピタル「きずな」の科学とは何か」ミネルヴァ書房.
- 文部科学省（2008）「中学校学習指導要領解説特別活動編」  
[http://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/micro\\_detail/\\_icsFiles/afie1dfile/2011/01/05/1234912\\_014.pdf](http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afie1dfile/2011/01/05/1234912_014.pdf)
- 文部科学省（2008）「スクールソーシャルワーカー実践活動事例集」  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/1246334.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1246334.htm)
- 文部科学省（2010）「全国的な学力調査の在り方等の検討に関する専門家会議（第1回）配付資料2-5」  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shotou/074/shiryo/1294862.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/074/shiryo/1294862.htm)

- 文部科学省 (2014) 「平成 25 年度 児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査について」  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/26/10/\\_\\_icsFiles/afieldfile/2014/10/16/1351936\\_01\\_1.pdf](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/10/__icsFiles/afieldfile/2014/10/16/1351936_01_1.pdf)
- 内閣府 社会的排除リスク調査チーム (2012) 「社会的排除にいたるプロセス—若年ケース・スタディから見る排除の過程—」  
<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000002kvtw-att/2r9852000002kw5m.pdf>
- 内閣府 (2014) 「平成 26 年版 子ども・若者白書」  
[http://www8.cao.go.jp/youth/whitepaper/h26honpen/pdf\\_index.html](http://www8.cao.go.jp/youth/whitepaper/h26honpen/pdf_index.html)
- 日本学校ソーシャルワーク学会編 (2012) 「スクールソーシャルワーカー養成テキスト」中央法規出版.
- ポール・スピッカー著 (2008) 「貧困の概念—理解と応用のために」 坏洋一監訳、生活書院.
- 露口健司ほか著 (2013) 「小学校区において ソーシャル・キャピタルを醸成する 教育政策の探究 ～第 1 年次調査のまとめ～」 政策研究大学院大学 (GRIPS) 教育政策プログラム 地域コミュニティと学校の新たな関係創造研究プロジェクト.  
<http://www3.grips.ac.jp/~education/wp/img/project/material5.pdf>
- 「児童の権利に関する条約」 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/zenbun.html>
- 山野則子・野田正人・半羽利美佳編 (2012) 「よくわかるスクールソーシャルワーク」 ミネルヴァ書房.
- 山下英三郎・内田宏明・牧野晶哲編著 (2012) 「新スクールソーシャルワーク論」 学苑社.